

## 地方自治体による動物愛護管理法の施行状況調査について

改正動物愛護管理法が施行されてから3年以上が経過したことから、法附則第15条に基づき、改正法の施行状況について把握するため、自治体へのアンケート調査を実施した。

法附則第15条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### < 調査概要 >

- ・ 調査対象：都道府県・指定都市・中核市（計115自治体）
- ・ 調査期間：平成28年4月1日～平成29年3月31日実績
- ・ 調査内容：

#### < 動物愛護管理行政に関する諸課題の状況調査 >

- 1 第一種動物取扱業の登録基準及び遵守基準
- 2 移動販売・展示に関する課題
- 3 周辺の生活環境が損なわれている事態等
- 4 犬及び猫の引取り
- 5 優良な第一種動物取扱業者を伸ばす工夫・取り組み（表彰制度等）

#### < 動物取扱業者への監視指導等実態調査 >

- 1 第一種動物取扱業者に対する監視（立入検査等）、指導
- 2 第二種動物取扱業者に対する監視（立入検査等）、指導
- 3 第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者からの報告徴収・立入検査の拒否
- 4 獣医師による通報

#### < 第一種動物取扱業に関する実態調査 >

- 1 調査を実施した動物取扱業者
- 2 調査対象とした全ての動物取扱業者の取引状況
- 3 犬・猫の販売を行っている動物取扱業者
- 4 指導内容、改善状況等

#### < その他 >

- 1 第一種動物取扱業者について処罰された事例
- 2 第二種動物取扱業者について処罰された事例
- 3 動物取扱責任者の資格要件
- 4 広域的又は緊急の調整が必要、国による対応が必要であったと考える事例
- 5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限についての課題
- 6 幼齢の犬又は猫について、自主的に56日齢以上で販売している事例
- 7 マイクロチップの装着を義務づけることについての課題

法附則第15条に基づく施行状況について

(動物愛護管理行政に関する諸課題の状況調査、平成28年度実績)

調査対象: 115自治体(設問によっては無回答の自治体もある)

自由記載欄中の( )内の数字は自治体数を示す。

最終集計結果

1 第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について

「飼養施設の大きさ」「飼育数」「繁殖制限」等第一種動物取扱業の登録の基準及び遵守

(1) 基準について法の上乗せ又は横出しの条例又は要綱等を作成していますか。

横出し: 上記規則の基準で定める項目以外で基準を定めている場合

を記入

作成している	5
作成していない	95

(2) (1) の場合、具体的な内容について簡潔に記載してください。また、その条例又は要綱等について別途お送りください。

・施設内に温度計を設置すること(3)  
・感染症り患の危険性が高い状態の動物、他の動物に危害を加えるおそれのある動物等を隔離するための施設又は設備を有すること(2)  
・疾病にかかり、若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢の動物を隔離するための施設を有すること  
・施設を訪れた者及び従業員が利用しやすい場所に消毒薬を備えた手洗い設備を有すること(3)  
・感染症り患の危険性が高い状態の動物を取り扱う場合は、感染防止に特段の措置を講じること(2)  
・感染症にり患する危険性が高い幼齢の動物は、原則として取り扱わないこと。やむを得ず取り扱うときは、感染防止に特段の措置を講ずること  
・消毒その他ねずみ、昆虫等の発生防止の措置を講じる際には、動物に害を及ぼさないようにすること(3)  
・動物の取扱いや衛生管理方法等について、作業マニュアルを作成し、従業員全員に周知徹底すること(3)  
・犬猫の輸送に関する記録を保存すること(業者間取引も含む)  
・輸送完了後、販売施設において2日間の健康確認を行った後に販売するよう努めること(一般消費者に販売する場合)  
・移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認についての努力規定  
・法第22条第1項に規定する動物取扱責任者は、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な知識を習得させることを目的として市長が行う研修を修了し、当該研修を修了した旨の認定証の交付を受けた者(略)をもって充てなければならない

- (3) 第一種動物取扱業の登録の基準(規則第3条)及び遵守基準(規則第8条)について、運用にあたり明確化又は簡素化が必要と考える項目と理由があれば記載してください。また、明確化又は簡素化することによる懸念があれば併せて記載してください。(自由記載)

- ・ケージの大きさや面積について(25)
- ・排水の浄化設備や設備基準(2)
- ・床の素材(耐水性)
- ・衛生動物の侵入を防止できる構造
- ・子猫の展示ケース内の設置物について
- ・従業員1人あたりの飼養頭数(8)
- ・繁殖に用いる上限年齢や間隔(1)
- ・動物取扱責任者の資格要件(24)
- ・犬の登録・狂犬病予防接種
- ・移動時間を二日間に含めるか
- ・業務用の動物と個人所有の動物の区別
- ・周辺環境への影響について、騒音や臭いの基準
- ・犬猫等安全計画の様式について
- ・申請者の生年月日
- ・第一種動物取扱業における住居と飼養場所の区分(5)
- ・衝撃による転倒防止措置
- ・動物の死体の一時保管場所
- ・移動販売及び展示業、競りあっせん業の飼養施設基準
- ・事業所と飼養施設の一体性の判断基準
- ・施設内のアンモニア濃度上限値
- ・適正、適切等の文言について
- ・「主として取り扱う」の頻度・頭数、種類

(簡素化)

- ・事業の実施に必要な権原の確認(1)
- ・手続きの様式や事務作業(2)
- ・重要事項説明者の登録削除、基準の緩和(2)
- ・登録の基準について、他法令の処罰等の確認が困難なため法令の限定
- ・登録の有効期間を5年以上6年未満にする
- ・設備の規定(3)
- ・動物取扱責任者研修(5)
- ・動物取扱責任者要件の緩和
- ・台帳の保存期間の短縮

2 貴自治体が把握している動物の移動販売・展示に関する課題について

- (1) 動物の移動販売・展示について条例又は要綱等による規制等、何らかの措置を講じていますか。

を記入

講じている	2
講じていない	98

- (2) (1) の場合、具体的な内容について簡潔に記載してください。また、その条例又は要綱等について別途お送り下さい。

・犬猫の輸送に関する記録を保存すること(業者間取引も含む)  
 輸送後に犬猫を受け取った業者は、輸送前及び輸送後の飼養施設所在地、輸送完了年月日、犬猫の種類、性別等を記載した帳簿を作成し、5年間保存する  
 ・輸送完了後、販売施設において2日間の健康確認を行った後に販売するよう努めること(一般消費者に販売する場合)  
 ・条例により、移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認についての努力規定

- (3) 移動販売及び展示業者を把握している場合には、事業者数を記載してください。

数字を記入

販売	155
展示	576

- (4) 移動販売及び展示業者について課題とお考えのことがあれば記載してください。(自由記載)

・苦情があった場合に既に施設がなく、現地での指導ができない(6)  
 ・事前の施設確認が出来ない(8)  
 ・自治体を越えた移動の場合把握が困難(4)  
 ・概ね24時間以内の営業の場合別の登録が必要ないことから把握が困難(8)  
 ・移動時間や休憩時間などの規定が必要(7)  
 ・動物の負担が大きい(9)  
 ・苦情があった場合に事業者の特定などが出来ずアフターフォローが出来ない(5)  
 ・自治体によって運用が異なる  
 ・車や移動用の飼養施設に合わせた基準が必要

3 周辺の生活環境が損なわれている事態等について(法第25条、規則第12条関係等)

数字を記入

- (1) 動物の飼養により周辺の生活環境が損なわれている事態について、複数の住民から寄せられた苦情件数について記載してください。(対象は、犬・猫を2頭以上飼養しているものとします)。

2199
------

- (2) (1)の苦情の原因について件数を記載してください。

数字を記入

騒音の発生	515
悪臭の発生	809
動物の毛又は羽毛の飛散	140
ねずみ、はえ等の衛生動物の発生	81
その他 ・糞尿被害(37) ・不衛生(7) ・放し飼い、逸走(33) ・人への危害、恐怖感(6) ・器物破損(8) ・交通の迷惑(4) ・畑やごみ荒らし(12) ・家屋、敷地内進入(6) ・猫の繁殖や死骸(11) ・えさやり(4) ・ペット不可の住宅での飼養 ・飼い主の死亡等による動物の放置(2) ・餌の放置によるカラスの増加	996

- (3) (2)の苦情のうち、苦情の元となった飼養施設での犬・猫の合計の飼養頭数について、件数を記載してください。

数字を記入

9頭以下	1241
10～49頭	435
50頭以上	81

把握なし442

- (4) (1)の苦情について、原因者の内訳を記載してください。

数字を記入

ペットショップ	27
ブリーダー	111
動物愛護団体のシェルター	7
一般の飼い主等	2002
その他(具体的に記載してください) ・犬の訓練施設 ・ペットホテル ・第二種動物取扱業者 ・第一種動物取扱業登録希望者 ・民間企業 ・近所の猫などへの餌やり(5) ・地域猫ボランティア、管理者 ・不特定多数の不適切飼養者	52

集計なし440

- (5) (4) について、一般の飼い主等が多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至った要因として考えられるものを記載してください。

数字を記入

飼い主等の病気によるもの(病気により適正な飼養ができなくなった、等)	64
飼い主等の高齢化によるもの(高齢化により適正な飼養ができなくなった、等)	76
飼い主等の経済的な理由によるもの(不妊去勢するお金がなかった、等)	185
飼い主等の知識の欠如によるもの(不妊去勢の必要性・正しいしつけを知らなかった等)	1050
その他(具体的に記載してください) ・みだりな餌やり(7) ・不適切な多頭飼育(4) ・犬の放し飼い(4) ・飼い主が周囲に迷惑をかけている意識がない(5) ・飼い主の死亡や離婚(3) ・動物を残して飼い主が引っ越した(2)	354

- (6) (5) ~ 又は に対応するため社会福祉部局等と連携した取り組みの事例がありましたら記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉部局に飼い主のケアを依頼(2)</li> <li>・社会福祉部局の担当者と合同で訪問(11)</li> <li>・情報の共有(5)</li> <li>・生活保護受給者への対応で担当と協力(4)</li> <li>・障害を持ち家庭に問題を抱える飼い主に対する連携</li> <li>・狂犬病予防接種や登録の指導で連携</li> <li>・多頭飼育と同時に存在する廃棄物の処理の対応での協力(2)</li> <li>・一人暮らしの高齢者による多頭飼育の対応で連携</li> <li>・精神疾患のある飼い主への対応の助言を社会福祉部局からもらった</li> <li>・社会福祉部局に対して適正飼養に関する啓発の支援(2)</li> <li>・多頭飼育をしていた高齢者の死亡により社会福祉部局より相談があり譲渡を行った</li> </ul>
--

- (7) 貴自治体で多頭飼育について登録又は届け出等の条例又は要綱等を設けていますか？

を記入

設けている	16
設けていない	93

- (8) (7) の場合、平成28年度の犬・猫等別に登録又は届出数を記載してください。

数字を記入

犬	136
猫	296
その他(具体的に記載してください) 犬猫混合(7)	290

- (9) 周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置をとるよう指導した件数について、犬・猫等別に記載してください。(法第25条第3項の命令、勧告は事務提要で別途調査済みなので除く)

数字を記入

犬	2606
猫	3296
その他(具体的に記載してください) ・犬猫混合(3) ・ハリネズミ ・馬 ・鶏(5) ・鶏以外の鳥類(鳩など)(7) ・カメ ・爬虫類	28

- (10) (9)で指導した理由について記載してください。

数字を記入

騒音の発生	1644
悪臭の発生	2303
敷地外への動物の毛又は羽毛の飛散	216
多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の発生	166
その他(具体的に記載してください) ・糞尿放置(30) ・逸走、放し飼い(31) ・咬傷事故(4) ・器物破損(車のひっかき傷等)(6) ・農作物被害(9) ・敷地内侵入(11) ・無作為な餌やり(12) ・無計画な繁殖(10)	1799

- (11) 動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、指導した件数について犬・猫等別に記載してください。(法第25条第3項の命令、勧告は事務提要で別途調査済みなので除く)

数字を記入

犬	145
猫	46
その他(具体的に記載してください) ・ロバ ・ウサギ(3) ・山羊 ・鳥類 ・綿羊 ・ダチョウ ・ハリネズミ	8

(12) (11)で指導した場合、その具体的内容を記載してください。

- ・適切な給水、給餌(15)
- ・適切な治療(11)
- ・こまめに清掃し、清潔な状態を保つこと(16)
- ・不妊、去勢等繁殖制限(14)
- ・適切に飼養できない動物の譲渡や引取り(8)
- ・室内飼い(3)
- ・みだりな餌やりの禁止
- ・飼養環境の改善(30)
- ・狂犬病予防接種と登録(4)
- ・遺虐待防止チラシの掲示
- ・適切な運動

(13) 法第25条第1項、第2項及び第3項の運用に関し、課題とお考えのことがあれば記載してください。(自由記載)

- ・明確な基準がなく客観的な判断が難しい(16)
- ・動物の衰弱等がみられても強制的な動物の保護が出来ない(6)
- ・所有者不明の猫に対して対応が出来ない(9)
- ・改善措置命令等を出しても経済的な理由等で改善されないことがある(8)
- ・早期発見がむずかしく社会福祉部局との連携が必要(2)
- ・警察との協力体制が不十分(3)
- ・犬及び猫以外の動物で周辺的生活環境が損なわれていても引取りが出来ない
- ・周辺住民の共通認識となっているか判断が難しい(2)
- ・法律の周知不足



4 犬及び猫の引取りについて(法第35条関係)

(1) 所有者又は占有者の判明しない犬又は猫の引取りを拒否することがありますか。

を記入

犬	27
猫	78

(2) (1)で引取りを拒否している場合

1) 犬・猫別に件数を記載してください。

数字を記入

犬(件数回答自治体数:14)	成犬438(一部幼犬含む)
	幼犬1
猫(件数回答自治体数:39)	成猫1919(一部幼猫含む)
	幼猫1711

2) 拒否の理由別に件数を記載してください。

数字を記入

「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」(平成27年6月17日、事務連絡)があるから(件数回答自治体数:19)	458
附帯決議で駆除目的に捕獲された猫の引取りは原則認めないとなっているから(件数回答自治体数:25)	1657
殺処分ゼロ目標等の達成のため(件数回答自治体数:3)	43
条例に規定があるから(件数回答自治体数:1)	18
その他(具体的に記載してください)(件数回答自治体数:23) <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者がいるかもしれないため(13)</li> <li>・餌やりをしていたため</li> <li>・譲渡前提で引取りと求められたため</li> <li>・譲渡先を見つける努力をしていないため(4)</li> <li>・老齢又は疾病を理由に引取りを求められたため(3)</li> <li>・飼養が困難と認められないため(4)</li> <li>・繁殖制限をしていないため</li> <li>・出生直後は近くに母猫がいる可能性が高いため(3)</li> <li>・法施行規則第21条の2第1項該当(8)</li> <li>・自活できる猫は引き取らない(2)</li> <li>・あきらかな野良猫</li> <li>・自治体策定の要綱(2)</li> <li>・動物愛護管理推進計画目標達成のため</li> </ul>	1175

3) 拒否にあたっての要件を定めている場合、具体的に記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・故意又は悪意により捕獲されたものについては引き取らない(8)</li> <li>・所有者がいる可能性のある猫は引き取らない(5)</li> <li>・自活できる猫は引き取らない(9)</li> <li>・施行規則第21条の2に準じる(5)</li> <li>・やむを得ない理由があると認めるときに、引き取るものとする</li> <li>・明らかに遺棄されている又は親猫が育児放棄している場合のみ引き取る</li> </ul>
--

4)拒否した場合の代替措置がありましたら記載してください。

- ・動物愛護団体を紹介する(17)
- ・動物愛護推進員やボランティアを紹介する(5)
- ・地域猫活動を紹介する(17)
- ・飼養方法のアドバイスを(5)
- ・不妊去勢手術の推奨や助成金制度(16)
- ・新しい飼い主の探し方の紹介や手伝い(17)
- ・野良猫対策を教える(13)
- ・地域内での適正飼養の啓発活動

(3) 拒否したことにより、あるいは拒否していないことにより課題が生じている場合は、具体的に記載してください。(自由記載)

- 拒否したことによる課題
- ・遺棄の増加に繋がる(11)
  - ・拒否後、警察に拾得物として持ち込むケースがある
  - ・引き取りを希望する住民の理解が得られず衝突する(7)
  - ・拒否をすることにより問題が解決出来ず、住民間のトラブルに発展することがある
  - ・問題の根本の解決になっておらず、代替策がない(4)
  - ・住民からの苦情が増加する(12)
  - ・生活環境が損なわれる(12)
  - ・野良猫の増加(7)
  - ・動物の飼養環境が改善されない(2)
  - ・愛護団体への引き取り相談が増加し、愛護団体の負担が増加する
  - ・法35条と付帯決議、通知との相反するため対応に苦慮する(13)
- 拒否していないことによる課題
- ・引取り数、殺処分数の増加(12)
  - ・収容頭数の超過(4)
  - ・飼い主が現状を認識せず、適正飼養の期待が出来ない
  - ・所有者のいる猫を処分する可能性がある(4)
  - ・他自治体の対応と整合性がとれていない(2)
  - ・地域猫活動の実施が困難になる(2)
  - ・一時的に野良猫は減るが、餌やり等の状況は変わらず再度野良猫が増えるため問題が解決しない
  - ・引取り依頼を繰り返す飼い主を生み出す
  - ・収容頭数が増え、譲渡適性のある犬猫は愛護団体に譲渡するため愛護団体の負担が増える

(4) 引取った犬又は猫を譲渡する際に、貴自治体において行っている取り組みについて記載してください。

1)不妊去勢について

を記入

自治体で不妊去勢をした後、譲渡している	37
譲渡先の所有者又は占有者に不妊去勢を義務づけている	87
不妊去勢の取り組みをしていない	7

## 2) マイクロチップについて

を記入

自治体でマイクロチップを装着した後、譲渡している	38
譲渡先の所有者又は占有者にマイクロチップ装着を義務づけている	9
マイクロチップ装着の取り組みをしていない	61

## 3) その他の取り組みがありましたら記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡前、譲渡後の講習会の実施(11)</li> <li>・健康診断、ワクチン接種、駆虫等の指導や義務づけ(13)</li> <li>・適正飼養等に関する誓約書(3)</li> <li>・ミルクボランティア</li> <li>・譲渡後のアンケート実施や飼養状況の調査(12)</li> <li>・譲渡前の自宅調査(2)</li> <li>・譲渡後の飼養現場確認</li> <li>・不妊去勢手術の助成、指導(10)</li> <li>・迷子札の配布等による所有者明示の義務づけ、指導(6)</li> <li>・馴化やトリミングの実施(2)</li> <li>・室内飼いの義務づけ(2)</li> <li>・譲渡希望者とのマッチング(2)</li> <li>・愛護団体やボランティアとの協力(飼育管理費補助等)(4)</li> <li>・ウェブサイトの活用(2)</li> <li>・譲渡動物と飼い主の交流会の実施</li> </ul>	
--	--

## (5) 前回の改正で譲渡の努力が規定されましたが、それを受けて行った取り組みについて記載してください。(集計コメント:改正前から含む)

を記入

譲渡会の開催	50
譲渡施設の整備	39
広域譲渡	36
ボランティアとの協働	79
獣医師会との連携	36
その他(具体的に記載してください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者を介した譲渡の推進(2)</li> <li>・民間企業との連携(3)</li> <li>・譲渡のPRの拡充(4)</li> <li>・HP、SNSなどの活用(9)</li> <li>・譲渡希望者の予約対応(3)</li> <li>・収容期間の延長、馴化(4)</li> <li>・啓発活動(2)</li> <li>・外部団体の譲渡会への施設貸出し</li> <li>・ミルクボランティアの活用</li> <li>・譲渡に関する要綱、要領の改正</li> <li>・譲渡のトライアル制度</li> </ul>	25

(6) 譲渡の努力を実行しているなかで課題があれば、具体的に記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の負担増、人員不足(15)</li> <li>・施設による収容や処理能力の不足(19)</li> <li>・譲渡適性の判断(8)</li> <li>・安易な飼育放棄の増加(3)</li> <li>・引取り数の削減が進んでいない(5)</li> <li>・離乳前の子猫への対応(10)</li> <li>・所有者不明の猫の馴化</li> <li>・高齢動物や疾病のある動物の飼養や譲渡先の確保が困難(23)</li> <li>・成熟個体の譲渡が進まない(9)</li> <li>・マッチングの判断(16)</li> <li>・譲渡後のアフターフォローが不十分(12)</li> <li>・譲渡の効果的なPR(3)</li> <li>・譲渡希望者の確保(13)</li> <li>・ボランティアの負担増、協力団体の確保(21)</li> <li>・季節によって需給のバランスが合わない。</li> <li>・殺処分減少のためおよび譲渡適性見極めのために長期飼養すると収容中に死亡してしまう動物の数が多くなる。</li> <li>・「譲渡の努力」と「殺処分ゼロ」という言葉だけが先行してしまっているため、反発を受けることがある。</li> <li>・譲渡犬への十分な躰</li> <li>・譲渡希望者(安易な飼養希望者)への教育。</li> </ul>
---

(7) 貴自治体で独自に「殺処分ゼロ」を施策の目標にしていますか。

	を記入
目標にしている	42
目標にしていない	72

(8) (7) の場合、その理由や施策での位置づけ、内容について具体的に記載してください。

<p>位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛護管理推進計画(11)</li> <li>・その他の計画(9)</li> <li>・条例(2)</li> <li>・知事や市長のマニフェスト等(6)</li> <li>・その他(16)</li> </ul>
--

(9) (7) の場合、「殺処分ゼロ」の対象範囲について記載してください。

	を記入
引取ったもの全て	14
引取ったもののうち、譲渡適性のあるもの	15
<p>その他(具体的に記載してください)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生命及び身体の安全確保及び公衆衛生の向上等のためにやむを得ずなされる殺処分を除く</li> <li>・けがや疾病による死亡、安楽死を除く(3)</li> <li>・収容中の死亡及び譲渡適正のないものを除く</li> <li>・咬傷犬及び予後不良による安楽死以外(2)</li> <li>・予後不良、感染症に罹患している、人や他の動物に危害を与える恐れがある動物以外</li> <li>・基本的には全てだが、譲渡適正の低いものは殺処分もやむをえない</li> <li>・感染力の強い疾病のものを除く</li> <li>・範囲は定めていない(4)</li> </ul>	13

犬と猫で対象範囲が異なるものはそれぞれ()内の数字に含める

(10) (7) の場合、「殺処分ゼロ」の課題とお考えのことがありましたら記載してください。

- ・収容頭数を減らすための施策(5)
- ・適正譲渡の推進(8)
- ・返還、譲渡率の向上(2)
- ・適正飼養・終生飼養の推進(5)
- ・飼育放棄
- ・所有者不明の犬猫対策(9)
- ・譲渡に適さない犬猫の対応(8)
- ・「殺処分ゼロ」の対象範囲の明確化(10)
- ・「殺処分ゼロ」が目的化することにより法の目的と相反する結果を生む(3)
- ・動物の収容期間の長期化、安楽殺が出来ないなど動物福祉への弊害(2)
- ・殺処分ゼロは目標にするべきではない
- ・施設の収容頭数に限界がある
- ・殺処分ゼロが実現できるかは愛護団体の受け入れに依存している
- ・飼い主自身が殺処分ゼロの中核であるということの認識を広げること

5 優良な第一種動物取扱業者を伸ばす工夫・取り組み(表彰制度等)を行われていましたら記載してください。

- ・動物愛護推進宣言事業所(社会活動の一環として、動物愛護・適正飼養等に関する活動を行う事業所)を募集し、HP等で公開している。
- ・マイクロチップ装着推進を目的とした事業者とのコラボレーション事業
- ・平成30年度より第1種動物取扱業者を対象としたサポート店制度を行う予定である。

法附則第15条に基づく施行状況について  
(動物取扱業者への監視指導等実態調査、平成28年度実績)

調査対象:115自治体(設問によっては無回答の自治体もある)

自由記載欄中の()内の数字は自治体数を示す。

最終集計

1 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)、指導について

(1) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の実施頻度等について回答ください。

を記入(複数可)

定期的を実施している(以下に実施頻度を記述ください) ・1事業者あたり年に1回以上実施(20) ・1事業者あたり1~2年に1回実施(4) ・1年に2回~5年に1回(2) ほか	39
監視(立入検査等)の実実施計画等を作成し、それに基づき計画的に実施している	31
新規登録時に実施している	97
更新時に実施している	96
苦情等があった際に実施している	97
その他(以下にその内容を記述ください) ・変更届出・施設の変更時に実施(7) ・問題施設等は定期的・頻繁・抜き打ち等で監視(5) ・動物取扱責任者研修の未受講者に対して実施(4) ・法改正時など、対面説明の必要性があると考えられるとき実施(3) ・多くの犬猫を飼養している施設や大規模施設に対して実施(3) ・監視(立入検査等)の強化月間を設けている。(2)	20

(2) (1)の監視(立入検査等)の実施頻度等について、具体的に記載している計画等について回答ください。

を記入(複数可)

動物愛護管理推進計画	16
監視(立入検査等)の実実施計画等	25
その他の計画等(以下に、具体的な計画等の名称を記述ください) ・動物愛護管理に係る要領、マニュアル(4) ・動物愛護管理推進実施計画等(3) ・年度ごとに定める組織目標、運営目標(3) ・狂犬病予防注射指導実施要領(1)	11
具体的に記載している計画等はない (推進計画への記載、実施計画等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) なし	51

- (3) (2)で に を記入した自治体のみ回答  
監視(立入検査等)の計画等の内容(概要)を記述ください。  
(概要を記載した自治体数:36)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施頻度の設定(1回/1年以上、2回/1年以等)(10)</li> <li>・実施回数や実施率の目標値の設定(13)</li> <li>・実施対象や重点監視指導対象の設定(5)</li> <li>・監視指導の内容の設定(6)</li> <li>・業種や規模によりランク分けをして実施頻度や内容を設定(5)</li> <li>・登録更新予定施設を抽出し実施(2)</li> <li>・地域を決めて実施</li> <li>・監視時期の設定</li> </ul>
--

差し支え無ければ  
監視(立入検査等)の  
計画等をメールにて送  
付ください。

その他監視計画の添付のみ(8自治体)

- (4) (2)で に を記入した自治体のみ回答  
監視(立入検査等)の実施計画の平成28年度の達成状況について、回答ください。 を記入(複数可)

達成、概ね達成した	32
達成できなかった(以下に達成できなかった理由を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務多忙、職員数・獣医師職員の不足、時間が取れない(10)</li> <li>・日程の調整がつかず、監視できなかった施設があったため。(1)</li> <li>・制定されたのは平成29年度であるため。(1)</li> <li>・個人ブリーダー等、夜間、休日のみ営業している施設があるため(1)</li> <li>・営業している実態のない施設の登録が残っていたため(1)</li> </ul>	14
その他(以下にその内容を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標を設定していない(1)</li> <li>・前回の監視で指摘がある施設を重点的に行っているため、指摘がない施設は2年に1回になるなど監視回数は少なくなっているため(1)</li> </ul>	2

- (5) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の際のチェックマニュアル、チェックリスト等について回答ください。 を記入(複数可)

チェックマニュアル、リスト等を作成している	84
チェックマニュアル、リスト等を作成していない (チェックマニュアル、リスト等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月ごろに監視指導記録票(チェックリスト)を作成予定(1)</li> <li>・作成予定なし(無記載含む)(11)</li> </ul>	12
その他(以下に、その内容を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去にチェックリストを担当者間で検討・作成したが、現在は運用を行っていない(1)</li> <li>・チェックリストは登録審査時のチェック表を利用している(1)</li> <li>・県のチェックリストを参照している(1)</li> <li>・保健所毎に遵守基準に沿って立入検査を実施している(1)</li> </ul>	4

- (6) (5)で に を記入した自治体のみ回答  
監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等の内容(概要)を記述ください。  
(概要を記載した自治体数:44)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養施設の管理(23)</li> <li>・設備の構造(10)</li> <li>・動物の管理(12)</li> <li>・広告の方法(5)</li> <li>・標識の掲示(5)</li> <li>・動物取扱業責任者(5)</li> <li>・動物取扱責任者研修</li> <li>・動物の仕入先等の法令遵守状況の確認(2)</li> <li>・登録内容との照合(7)</li> <li>・登録基準(4)</li> <li>・台帳や記録の作成、保管(20)</li> <li>・販売方法(8)</li> <li>・狂犬病予防法(2)</li> <li>・展示時間(2)</li> <li>・土地使用権原の有無</li>   <li>・法令の遵守事項すべて(24)</li> </ul>
--

差し支え無ければ、監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等をメールにて送付ください。

その他チェックマニュアル、リスト等の添付のみ(30自治体)

- (7) 第一種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査を実施した施設数について回答ください。

数字を記入(動物愛護管理行政事務提要与同様の数を記入)

立入検査を実施した第一種動物取扱業者の施設数	25053
立入検査を実施した第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の施設数	8683

- (8) 第一種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査を実施した際、指導を行った施設数について回答ください。

数字を記入

指導を行った第一種動物取扱業者の施設数	4899
指導を行った第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者の施設数	2536

- (9) (8) で指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

改善された施設数	957
一部改善された施設数	382
改善されなかった施設数	97
未確認の施設数	2517
その他(以下に、その内容を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃業していた</li> <li>・苦情・相談を受け、立入検査したものの、施設に問題がなかった場合</li> <li>・軽微な指摘・指導・助言等</li> <li>・改善件数の集計無し</li> <li>・次回の立入検査時に確認等を行っているため、今年度中には施設数を出せない</li> </ul>	547



- (10) 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者における犬猫等健康安全計画の遵守状況について回答ください。

数字を記入

遵守されていた施設数	9418
遵守されていなかった施設数	130
平成24年の法改正以降、犬猫等健康安全計画が提出されていない施設数	47

- (11) (10) の施設のうち、指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

改善された施設数	14
一部改善された施設数	35
改善されなかった施設数	23
未確認の施設数	51
その他（以下に、その内容を記述ください） ・廃止していた ・H29年度登録更新時に、変更届を受理した ほか	20

- (12) 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者における犬猫等の個体の帳簿の記載と保存、報告状況について回答ください。

数字を記入

報告が必要な内容について全てが記載され保存されていた施設数	6084
帳簿の記載内容に不備があった施設数	1464
犬猫等の個体の帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかった者	427
上記 の内、法第49条第2項により二十万円以下の過料に処された者の数	0
法第22条の6第2項の届け出をしていない者の数	1081

- (13) (12) の施設のうち、指導を行った施設の改善状況について回答ください。

数字を記入

改善された施設数	232
一部改善された施設数	108
改善されなかった施設数	19
未確認の施設数	531
その他（以下に、その内容を記述ください） ・廃業していた ・改善指導・確認中 ・改善件数の集計無し ほか	586

(14) 犬猫等販売業者定期報告届出書(法第22条の6第2項)の提出状況について回答ください。

数字を記入

犬猫等販売業者定期報告を届出する必要があった犬猫等販売業者数(平成29年3月31日時点)	16046
犬猫等販売業者定期報告の届出受理数	13378

(15) 犬猫等販売業者定期報告届出書の未提出者の対応について回答ください。

該当箇所に を記入(複数可)

勧告、命令等を実施した	0
指導(督促等)を実施した	86
その他(以下に、その他の対応を記述ください) ・施設がない、業者とも連絡とれない、廃業等により指導できない(11) ・口頭または文書で指導中(5) ・廃止届出するよう指導した(3) ・未対応、今後対応予定(2) ・動物取扱責任者研修会の際に説明予定(1)	22

(16) 第一種動物取扱業者の監視(立入検査等)等における犬猫等販売業者定期報告届出書の活用について記述ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育頭数や死亡頭数によって立ち入り検査の優先度をつける(68)</li> <li>・立ち入り時の参考(2)</li> <li>・検査ポイントの絞り込み(2)</li> <li>・業者の実態把握や頭数の把握(14)</li> <li>・登録頭数、届出書の頭数、飼育頭数に相違がないか突合(13)</li> <li>・死因の調査、聞き取りの実施(13)</li> <li>・適正飼養が行われているか、設備が頭数に適しているかの判断(4)</li> <li>・届出内容を基に指導(6)</li> <li>・記録の指導(3)</li> <li>・チラシ等を配布する際の数量決定</li> <li>・販売日齢の推測</li> <li>・頭数変動による周辺苦情発生の危険性の察知</li> <li>・化製場法の飼養許可の目安</li> <li>・特になし(10)</li> </ul>
--

(17) 第一種動物取扱業者に対する指導後の改善の確認方法等について、記述ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・再度立ち入り検査(15)</li> <li>・次回立ち入り検査時に確認(51)</li> <li>・程度によって再度立ち入り検査または次回立ち入り検査時に確認(33)</li> <li>・文書による改善報告(19)</li> <li>・電話による確認(10)</li> <li>・写真の提出(3)</li> <li>・HPの確認(3)</li> <li>・改善の報告を聴取</li> <li>・動物取扱責任者研修時に確認</li> <li>・登録更新時に不備を是正</li> </ul>
---

(18) 第一種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)において、平成28年度に実施した主な指導内容を10例程度、記述ください。

- ・販売・説明の記録、清掃・保守点検の記録、繁殖実施状況、犬猫の個体に関する帳簿、各種台帳の整備、記録、保存を行うこと。(144)
  - ・登録証を掲示すること、HP含め広告には掲載すべき内容を記載すること(79)
  - ・必要な変更届を提出すること(18)
  - ・犬猫販売業定期報告をすること(10)
  - ・無登録で業を行わないこと、必要な登録を行うこと。(5)
  - ・狂犬病予防法に基づく犬の登録・注射をすること。(29)
  - ・動物取扱責任者について、研修の受講や配置等を適切に行うこと。(14)
  - ・販売時には重要事項について購入者に書面を用いて説明し、当該情報提供を受けたことについて署名等により確認すること。(27)
  - ・治療歴、ワクチン等の接種がある場合は、顧客に説明し、証明書等があれば配布すること。(3)
- 
- ・定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔に保つよう改善を図ること。(64)
  - ・ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。(40)
  - ・臭気、動物の毛等による飼養施設の環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理する等の改善を図ること。(37)
  - ・ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の進入の防止又は駆除を行うよう改善を図ること。(20)
  - ・清掃・消毒、糞尿や死体等を適正に保管・処理すること。(26)
  - ・騒音が防止されるよう飼養又は保管し、周囲の生活環境を損なわないよう管理すること。(17)
  - ・施設内の整理整頓をすること(7)
- 
- ・飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。(40)
  - ・動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、騒音が防止されるよう飼養又は保管をする環境の管理の改善を図ること。(17)
  - ・ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するよう改善を図ること。(22)
  - ・動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うよう改善を図ること。(13)
  - ・動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、施設構造の改善を図ること。(22)
  - ・ケージ等の転倒防止を図ること。(24)
  - ・ケージは耐水性があり、洗浄が容易で、糞尿が漏れにくい構造で、容易に破壊されないものとする。段ボールでの飼養をやめること(4)
  - ・老朽化・破損した施設を補修すること(8)
  - ・災害時における連絡体制や動物の避難方法を確立するとともに、エサの備蓄等を行うこと。(6)
- 
- ・動物の健康管理を行い、感染症の予防を行うとともに、調子の悪い個体は休ませる、適切な治療等をの措置を行うこと。(16)
  - ・動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせる等の改善を図ること。(18)
  - ・仕入れてから2日程度様子を見てから販売すること。(3)
  - ・犬又は猫の販売に際して、20時以降は引き渡しを行わない、客を立ち入らせない等の措置を講じること(4)
  - ・計画的な繁殖、個体の削減に努めること。(5)
  - ・繁殖は母犬の年齢、健康状態、他の動物との隔離等に努めること。(6)
  - ・幼齢動物については特に健康管理に留意すること。(2)
  - ・販売犬猫の月齢の確認を行い、幼齢個体の仕入れを行わないこと(2)

(19)

第一種動物取扱業者に対する法第23条第1項・第2項に基づく勧告、同条第3項に基づく措置命令、法第19条第1項に基づく業務停止命令又は登録取消命令を発令する場合の手順及び条件等について、記述ください。

・複数回の指導後、改善されていない時は法第23条第1項又は第2項に基づく勧告を行い、その後も改善されない場合は同条第3項に基づく措置命令を発令する。その後も改善されない場合は、業務停止命令又は取消命令を命じることとなる。(49)

・複数回の指導後、改善されていない時は法第23条第1項又は第2項に基づく勧告を行い、その後も改善されない場合は同条第3項に基づく措置命令を発令する。その後も改善されない場合は、業務停止命令又は取消命令を命じることとなる。なお、動物虐待の罪などで罰金以上の刑に処せられたことが明らかになった場合、極めて悪質の場合や改善の見込みがないことが明らかな場合には、勧告、命令を経ず聴聞を経て法第19条第1項に基づく取消命令を発令することになる。(2)

・口頭及び文書による指導後、改善されていない時は指導書を通知する。改善がされない場合、法第23条第1項又は第2項に基づく勧告を行い、その後も改善されない場合は同条第3項に基づく措置命令を発令する。その後も改善されない場合は、警察に告発を行う。その後も改善されない場合は、業務停止命令又は取消命令を命じる。(1)

・具体的な手順・条件等について定めていない(27)

2 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)、指導について

(1) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の実施頻度等について回答ください。

を記入(複数可)

定期的を実施している(以下に実施頻度を記述ください) ・1事業者あたり1年に1回以上実施(12) ・1施設あたり年に1回以上(2) ・施設や状況に応じて年に1回以上～5年に1回(1) ・記載なし(1)	16
監視(立入検査等)の実実施計画等を作成し、それに基づき計画的に実施している	14
新規届出時に実施している	79
変更時に実施している	53
苦情等があった際に実施している	80
その他(以下にその内容を記述ください) ・化製場法届出施設について実施(2) ・収容頭数が多いところは年1回実施(2) ・問題施設、特定の業者には不定期または定期的に監視(2) ・数年に1度の頻度で実施している(2) ・第二種動物取扱業者の届出なし(4) ・変更届出時に実施(1) ・環境省等から調査依頼があった場合など(1) ・必要に応じて実施(全国で第二種動物取扱業で問題が発生したとき等)(1)	15

(2) (1)の監視(立入検査等)の実施頻度等について、具体的に記載している計画等について回答ください。

を記入(複数可)

動物愛護管理推進計画	4
監視(立入検査等)の実実施計画等	8
その他の計画等(以下に、具体的な計画等の名称を記述ください) ・動物愛護管理業務処理マニュアル(1) ・動物取扱業及び特定動物飼養施設等に係る指導要領(1) ・動物愛護管理推進実施計画(1)	3
具体的に記載している計画等はない (推進計画への記載、実施計画等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) ・作成予定なし(無記載含む)(74)	74

- (3) (2)で に を記入した自治体のみ回答  
 監視(立入検査等)の計画等の内容(概要)について記述ください。  
 (概要を記載した自治体数:12)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施頻度の設定(1回/1年以上)(5)</li> <li>・実施回数や実施率の目標値の設定(3)</li> <li>・業種や規模によりランク分けをして実施頻度や内容を設定(2)</li> <li>・監視指導の内容の設定(3)</li> </ul>
---

差し支え無ければ  
 監視(立入検査等)  
 の計画等をメール添  
 付にて送付ください。

その他監視計画の添付のみ(2自治体)

- (4) (2)で に を記入した自治体のみ回答  
 監視(立入検査等)の実施計画の平成28年度の達成状況について、回答ください。

を記入

達成、概ね達成した	10
達成できなかった(以下に達成できなかった理由を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務多忙・獣医師職員の欠員(3)</li> <li>・第一種動物取扱業への立入を優先したため。(2)</li> <li>・業者の健康状態が不良であると連絡を受けていたため。(1)</li> <li>・制定されたのは平成29年度であるため。(1)</li> </ul>	5
その他(以下にその内容を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・達成目標を設定していないため。(1)</li> </ul>	1

- (5) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)の際のチェックマニュアル、チェックリスト等について回答ください。

を記入

チェックマニュアル、リスト等を作成している	39
チェックマニュアル、リスト等を作成していない (チェックマニュアル、リスト等の作成を予定している場合は以下に予定を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年9月ごろに監視指導記録票(チェックリスト)を作成予定(1)</li> <li>・作成予定なし(無記載含む)(40)</li> </ul>	41
その他(以下に、その内容を記述ください) <ul style="list-style-type: none"> <li>・無回答(10)</li> </ul>	10

(6) (5)で に を記入した自治体のみ回答

監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等の内容(概要)を記述ください。  
(概要を記載した自治体数:19)

- ・第一種動物取扱業に用いる調査票を使用(4)
- ・飼養施設の管理(4)
- ・設備の構造(8)
- ・動物の管理(4)
- ・譲渡や貸し出しの方法(3)
- ・台帳の確認
  
- ・法令の遵守事項すべて(7)

差し支え無ければ、監視(立入検査等)のチェックマニュアル、リスト等をメール添付にて送付ください。

その他チェックマニュアル、リスト等の添付のみ(18自治体)

(7) 第二種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査施をした施設数について回答ください。

数字を記入  
(動物愛護管理行政事務提要と同様の数を記入)

第二種動物取扱業者の施設数	442
---------------	-----

数字を記入

(8) 第二種動物取扱業者に対する法第24条第1項に基づく立入検査施をした際、指導を行った施設数について回答ください。

57
----

(9) (8)で指導を行った施設の改善状況について記述ください。

数字を記入

改善された施設数	18
一部改善された施設数	15
改善されなかった施設数	1
未確認の施設数	12
その他(以下に、その内容を記述ください) ・施設に問題は認められなかったが、注意喚起、助言を行った。(3) ・以前より定期的に監視しており、指導継続中である。(1) ・廃止している。(1) ・無記載(1)	6

(10) 第二種動物取扱業者に対する指導後の改善の確認方法等について、記述ください。

- ・次回の立入検査時に確認等を行っている(49)
- ・必要に応じて、立入検査を再度実施して確認する(32)
- ・文書または聴取により改善の報告を求めている。(11)
- ・実績なし(8)

(11) 第二種動物取扱業者に対する監視(立入検査等)において、平成28年度に実施した主な指導内容を5例程度、記述ください。

- ・点検台帳を整備し、日々の清掃、健康管理、動物の増減状況等の記録を残すこと。(15)
- ・営利性の有無の確認のために、業の実施に係る収支報告を提出すること。(1)
- ・譲渡する際には、必要な情報を文書と共に提供すること。(1)
- ・犬の登録、狂犬病予防注射を適切に実施すること。(6)
- ・必要な変更届を提出すること(1)
  
- ・定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないよう清潔に保つよう改善を図ること。(17)
- ・ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。(9)
- ・飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。(10)
- ・臭気、動物の毛等による飼養施設の環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理する等の改善を図ること。(7)
- ・動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講ずること。(6)
- ・ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物の進入の防止又は駆除を行うよう改善を図ること。(3)
  
- ・動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう飼養又は保管をする環境の管理の改善を図ること。(3)
- ・ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するよう改善を図ること。(4)
- ・動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うよう改善を図ること。(3)
- ・動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診断を受けさせる等の改善を図ること。(2)
- ・施設の修繕・改善を行うこと。(3)
- ・逸走防止対策を徹底すること。(3)
- ・災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るため、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講ずること。(1)
  
- ・動物とふれあった者への手洗いを促すこと。(2)
  
- ・指導実績なし(3)



3 第一種動物取扱業者、第二種動物取扱業者からの報告徴収・立入検査の拒否について

(1) 平成28年度に動物取扱業者からの報告徴収・立入検査を拒否された件数を記述下さい。

日程が合わない等で別日に報告徴収・立入検査が出来ている場合は除く。

数字を記入

第一種動物取扱業者	6
第二種動物取扱業者	1

(2) 拒否された具体的な事案を記述下さい。

・多忙を理由に拒否  
 ・「産後は母犬の気が立っているので、立入検査によって子犬に危険が及ぶおそれがある。」との理由で検査日程を後延されたり、検査日当日に営業者の体調不良を理由に反故にされたりといったことが繰り返された。法第24条及び第24条の4に記載されている内容を業者が知らなかったことに加え、立入検査によるストレスで流産や子犬が死ぬ恐れがあるなどの理由で拒否された。  
 ・以前立入検査があった時に、犬が異常に興奮してしまい状態が悪くなったため、拒否されたもの。  
 ・更新申請による立入検査の際、故意に秋田犬を放し、職員に動く咬むぞと犬による威嚇、施設の鍵を閉める、動画撮影をする等の嫌がらせ行為があった。ブログ等に撮影画像を公開していた。  
 ・保健所からの電話には一切応答せず。訪問しても不在、もしくは在宅と思われる時も建物から出て来ない。  
 ・犬猫販売業者定期報告届出書の催促のため登録申請者に電話を掛けるが出ない。

(3) 拒否された後の対応を記述下さい。

・警察に通報し、連携して立ち入った。  
 ・警察に通報し、緊急時の対応等を依頼した。  
 ・悪臭の苦情であったため、施設周囲の状況を確認した。その後、電話にて聞き取りを行い、問題を改善するよう指導した。  
 ・動物取扱業者に飼養施設内部の写真撮影を依頼し、後日(かなりの日数経過後)立ち入ることとした。  
 ・届出者と日程調整に努めている。

4 獣医師による通報(法第41条の2)について

(1) みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見した際の獣医師からの通報について回答ください。

数字を記入

獣医師から自治体へ直接あった通報数	6
獣医師から警察に通報があり、警察から自治体へ情報提供があった通報数	2

(2) 獣医師による通報内容について記述ください。

・あまりに痩せている犬が飼い主により持ち込まれ、飼い主本人が1週間給餌していないと言ったため、虐待にあたると思い通報した。  
 ・爪や体毛が著しく伸び、体表に糞を付着させており、削瘦も見られたため、虐待(ネグレクト)を受けていた可能性があると思われる犬が来院したため、警察に通報した。  
 ・来院した飼い主より相談を受けたとのことで獣医師より通報あり。飼い犬を業者へ預けていたが保管の管理が不徹底で衰弱・削瘦していたとのことで、動物病院で応急処置が必要な状態であった。  
 ・同一の飼い主が複数の動物病院を利用しており、虐待を疑う症例を相次いで確認したことから通報した。  
 ・トラバサミにかかっていた猫を確認した獣医師が通報した。  
 ・頭部の外傷で犬が飼い主により持ち込まれ、虐待を受けたと思われるため警察に通報した。(先に獣医師から自治体へ相談があり、その後獣医師から警察に通報)  
 ・散歩中に毒物が混入したと思われる食品を食べ、容態急変した犬を診察した。

法附則第15条に基づく施行状況について

(第一種動物取扱業に関する実態調査、平成28年9月1日～平成29年3月31日までの実績)

調査対象:115自治体(設問によっては無回答の自治体もある)

自由記載欄中の()内の数字は自治体数を示す。

最終集計

1 調査を実施した動物取扱業者について

(1) 販売動物別の動物取扱業者数について回答ください。

数字を記入

犬又は猫を販売している動物取扱業者数	1,980
犬猫以外の動物(犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)を販売している動物取扱業者数	286
犬又は猫とそれら以外の動物(犬猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)の両方を販売している動物取扱業者数	196

(2) (1)の動物取扱業者について、別紙1のインターネットサイト以外のインターネットサイト情報に基づき調査した場合は、そのサイト名とアドレスを記載してください。

民間サイトのため個々のサイト名については非公開

(3) (1)の動物取扱業者における、代理契約について回答ください。

数字を記入

代理契約を結んで他者(代理人又は代理店)に販売を任せたとある動物取扱業者数	114
---------------------------------------	-----

(4) (3)の他者(代理人又は代理店)の動物取扱業の登録状況について回答ください。

数字を記入

全ての他者が登録されていた動物取扱業者数	106
全て又は一部の他者が登録されていなかった動物取扱業者数	6
不明の業者数(他者の登録状況が「犬猫等の個体に関する帳簿(犬猫)」又は「販売時における説明及び確認実施状況記録台帳(犬猫以外)」で確認できなかった動物取扱業者数)	4

(5) (4)の 、 について回答ください。

数字を記入

他の自治体で動物取扱業の登録がされている他者(代理人又は代理店)が含まれていた動物取扱業者数	94
--	----

2 調査対象とした全ての動物取扱業者の取引状況に関する質問

(1) 対面説明・現物確認を行っているタイミングについて回答ください。

数字を記入

全ての販売において、現物確認・対面説明の後に売買契約を行っていた動物取扱業者数	1,503
全て又は一部の販売において、現物確認・対面説明の前に売買契約が行われていた動物取扱業者数	44
対面説明・現物確認を行ったことが確認できなかった動物取扱業者数	16
その他(具体的に記載願います) ・タイミングの記録なし(1) ・動物取扱業者を対象に販売しているため対面説明、現物確認なし(2)	

(2) 対面説明を行った場所について回答ください。

数字を記入

全ての販売において、対面説明を当該動物取扱業者の事業所で実施していた動物取扱業者数	1,103
全て又は一部の販売において、対面説明を当該動物取扱業者の事業所以外の場所で行っていた動物取扱業者数	425
対面説明を行った場所が確認できなかった動物取扱業者数	104
その他(具体的に記載願います) ・空港で対面説明・現物確認をせずに販売 ・動物取扱業者を対象に販売しているため対面説明、現物確認なし ・買い手宅 ・駅 ・対面説明・現物確認を実施していない	

(3) (2)の回答 の事業所以外の場所での対面説明実施者について回答ください。

数字を記入

全ての販売において、対面説明を当該動物取扱業者の従業員たる重要事項説明者が実施していた動物取扱業者数	436
全て又は一部の販売において、対面説明を当該動物取扱業者の従業員以外の重要事項説明者が実施していた動物取扱業者数	56
全て又は一部の販売において、対面説明を重要事項説明者以外の者が実施していた動物取扱業者数	26
対面説明の実施者が確認できなかった動物取扱業者数	3
その他(具体的に記載願います) ・代理契約を行う動物取扱業者の従業員たる重要事項説明者が実施 ・一部の対面説明を当該動物取扱業者の従業員以外の重要事項説明者が実施、また、一部の対面説明を重要事項説明者以外の者が実施 ・一部の販売において、空港で対面説明をしないで動物を渡していた ・代行業者であるが登録されている業者が実施 ・他の動物取扱業者が仲介しており、実施者は不明(登録は確認済み)	

(4) (3)の回答 及び の動物取扱業者の申請書について回答ください。 数字を記入

全ての対面説明実施者が登録申請書に記載されていた動物取扱業者数	438
全て又は一部の対面説明実施者が登録申請書に記載されていなかった動物取扱業者数(売買契約後30日が経過していない場合は除く)	59
その他(具体的に記載願います) ・他自治体の登録業者であるため、確認できない(3) ・代行業者であるが登録されている業者	

(5) 顧客が対面説明を受けたことが確認できる書類について回答ください。 数字を記入

全ての販売において、「犬猫等の個体に関する帳簿」で確認できた動物取扱業者数	939
全ての販売において、「犬猫等の個体に関する帳簿」以外で確認できた動物取扱業者数	523
全て又は一部の販売において確認できなかった動物取扱業者数	117
その他(具体的に記載願います) ・契約書 ・販売時の説明の有無は書類に記録していたが、対面での説明かどうかが不明確 ・販売契約書、対面説明・現物確認を実施していない ・電話での聞き取り調査による業者の自己申告 ・PCに保存していた帳簿のデータが壊れ、全ての帳簿は保存されていない	

(6) 対面説明を受けた顧客が署名した書類の保管状況について回答ください。 数字を記入

全ての販売において、書類が保管されていた動物取扱業者数	1,425
全て又は一部の販売において、書類が保管されていなかった動物取扱業者数	140
その他(具体的に記載願います) ・署名以外(口頭、メール、写真)により確認している ・電話での聞き取り調査による業者の自己申告 ・顧客の署名のある書類が保管されていたが、当該署名は、対面説明を受けたことを証する署名ではなかった	

(7) (5)の の動物取扱業者について、具体的な書類内容について記載してください。

・売買契約書(27) ・業者が独自に作成している帳簿/顧客台帳(12) ・販売時における説明及び確認実施状況記録台帳(9) ・対面説明を受けた顧客が署名した書類(10) ・重要事項説明書(15) ・確認書(説明事項確認書、現物確認書等)(13) ・犬猫母子手帳(6) ・お買上票/販売伝票/領収書(3) ・譲渡説明書/譲渡契約書(2) ・同意書/承諾書(2) ・販売証明書 ・飼育説明書 ・説明責任受領書 ・胎子登録申請書 ・生体取引契約書 ・動物病院の報告書 ・繁殖日記帳 ・その他販売時の関係書類へサイン
---

(8) 対面説明、現物確認した上で、購入予定者が購入拒否したことについて回答ください。	数字を記入
対面説明、現物確認後に、全ての動物を購入予定者に販売した動物取扱業者数	1,078
対面説明、現物確認後に、一部の動物が購入拒否されたことがある動物取扱業者数	180
把握していない( を記入)	5

(9) (8)の について、具体的な理由を記載ください。

- ・購入予定者の都合(16)
- ・イメージと違う(15)
- ・家族の反対(13)
- ・購入者・家族にアレルギーがあった(8)
- ・他の個体を気に入った(8)
- ・予想より大きかった(小さかった)(6)
- ・飼養管理の方法を対面説明したところ、飼育を断念した(5)
- ・他店で購入することにした(5)
- ・飼養不可の住居(飼えない環境)だった(4)
- ・金額が折り合わない(4)
- ・他店、他ブリーダーも見てみたい(3)
- ・健康状態の急変/病気で入院(3)
- ・契約後音信不通になった(3)
- ・見に来ただけ(2)
- ・飼い主との相性が悪かった(2)
- ・先住犬・猫と合わなかった(2)
  
- ・客の身内に不幸があり、購入どころではなくなった
- ・購入者の希望と違った為
- ・他の客に決定した
- ・雌雄の判別を誤った
- ・業者による仲介詐欺
- ・条件が合わなかった
  
- ・懐かないから
- ・吠える
- ・亡くなった犬と似ていなかった
- ・熱が冷めた
- ・抱っこ時の相性又は性格が合わなかったから
- ・現物確認時に犬を抱っこした際の匂いが取れなかった
  
- ・全ての犬に予防のために駆虫薬を与えていると説明したところ、犬に寄生虫がいると勘違いされ、購入を拒否された
- ・既往歴(鼠径ヘルニア)を伝えたところ購入拒否された
- ・手術後(臍ヘルニアで処置後に渡す契約を交わした)の傷が気になった
- ・現物を見て購入を拒否した
- ・飼育用品を用意していない
  
- ・理由不明(2)

(10) (8)の の場合の動物取扱業者の対応について回答ください。	数字を記入
購入予定者からの解約費用なしの動物取扱業者数(予約金がある場合は、予約金を返還)	169
解約時は、予約時の予約金を購入予定者に返還しない動物取扱業者数	104
解約時に、予約時の予約金以外の費用を徴収している動物取扱業者数	7

3 犬・猫の販売を行っている動物取扱業者に関する質問

(1) インターネット等で掲載している犬猫の写真について回答ください。

数字を記入

全ての広告において、50日齢以上の写真を掲載していた動物取扱業者数	499
全て又は一部の広告において、49日齢以下の写真を掲載している動物取扱業者数	653
写真の日齢が確認できなかった動物取扱業者数	114
その他(具体的に記載願います) ・49日齢未満の写真を掲載し、定期的に写真を更新(9) ・成長記録として、色々な日齢を掲載(2) ・子犬が生まれたことを周知(販売予告)するための親犬と乳飲みの写真の掲載 ・生まれた旨だけを記載し、来店予約を取るページに49日齢以下の写真あり ・購入希望者にメールで写真を送信 ・写真掲載猫が実際には販売されていなかった ・写真掲載なし(10) ・現在、販売中の犬猫なし(3) ・詳細を確認できなかった(2)	

(2) (1)の動物取扱業者が掲載していた写真のうち、最も若い日齢について回答ください。

数字を記入

30日～49日	432
14日～29日	118
7日～13日	50
6日以下	45
不明	16

(3) (2)に関連して、写真と現物が違っていた場合の動物取扱業者の対応について回答ください。

数字を記入

全ての個体について問題なく販売された動物取扱業者数	671
写真と違っていたことにより一部の個体が販売できなかった動物取扱業者数	10
不明	9

(4) (3)のについて、当該個体の日齢を回答ください。

・40日齢(2) ・2～3日齢 ・45日齢 ・120日齢 ・写真の日齢は21日齢で、販売しようとした時点では55日齢 ・サイト掲載時は低日齢でも、その後定期的に更新している ・販売相手には、販売時まで毎日から2日に1度ぐらいのペースで写真・動画を提供している	
---	--

4 今回の調査において、指導等した場合は、指導内容、改善状況等について、具体的に教えてください

- ・帳簿等の作成や保管(44)
- ・対面説明における顧客の署名の実施や保管(25)
- ・重要事項説明者に関する変更届の提出(15)
- ・登録申請書に記載された重要事項説明者による対面説明の実施(3)
- ・現物確認と対面説明の実施や実施方法(8)
- ・現物確認と対面説明のタイミングについて(3)
- ・適切な広告の掲載について(8)
- ・標識及び識別章の掲示方法
- ・49日齢より幼齢の写真を掲載する場合は、顧客に対して、49日以上になってから販売することを説明し、トラブルのないよう対応すること(5)
- ・サイトに掲載されている過去の情報の削除、更新(6)
- ・サイトに掲載する動物の写真の日齢について(4)
- ・狂犬病予防法に基づく登録及び毎年の狂犬病予防注射の実施
- ・施設内外の清潔保持、迷惑防止(鳴き声、悪臭)
- ・適切な飼養施設の設置
- ・業者への販売でも説明実施の確認を取ること(2)
- ・他業者に卸売りする際に、相手の登録状況を確認すること
- ・登録内容と実情の相違に伴う変更届の提出(2)
- ・動物取扱責任者研修における改善点の確認、再度指導を予定。
- ・販売個体の健康管理

附則第15条に基づく施行状況等について  
(その他、平成28年度実績)

調査対象:115自治体(設問によっては無回答の自治体もある)

自由記載欄中の()内の数字は自治体数を示す。(設問2以降)

最終集計

- 1 第一種動物取扱業者について、刑法等(動物愛護管理法、化製場法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法以外の法令。)により処罰され、罰金刑、禁固刑又は懲役刑を受けた事例を把握していれば、その数と受けた刑罰の根拠法について記述してください。

・野鳥の販売を確認したため警察に情報提供(1件)  
・種の保存法(1件)  
・動物愛護管理法第26条(1件)  
・動物愛護管理法第44条2項(1件)

- 2 第二種動物取扱業者について、動物愛護管理法、化製場法、狂犬病予防法、種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、刑法等により処罰され、罰金刑、禁固刑又は懲役刑を受けた事例を把握していれば、その数と受けた刑罰の根拠法について記述してください。

特になし

- 3 動物取扱責任者の資格要件について、ご回答ください。

別紙参照



- 4 広域的又は緊急の調整が必要、国による対応が必要であったと考える事例があれば、概要を記載してください。(平成26年度～平成28年度の3年間)

移動販売について

- ・他自治体で一定の時間(概ね24時間以内)を超えない業活動を行う事業者への指導
- ・他自治体で動物取扱業の登録を受けている者が一定の時間(概ね24時間以内)を超えない業活動を行う場合、新たな登録を必要としないため把握が難しい(業態自体を規制すべき)
- ・全国複数都市で行われている短期間の販売イベントへの対応(動物取扱責任者の重複等)
- ・移動販売を禁止する、または禁止をするべきという団体等の取り締まりを行うなどの対応が必要
- ・移動販売における動物の取り扱いについてSNS上で拡散された苦情情報への対応について、広域的に苦情が寄せられたことより対応に苦慮

展示について

- ・サーカスが多くの自治体において開催されていたにもかかわらず、開催された各自治体において登録を行っていない(2)
- ・猿回しの公演において、複数の自治体の管轄区域にわたって業を行うケースが認められるが、特定動物の新規許可を回避することが目的と推定される移動も見受けられた(現状に適合する規制の検討が必要)
- ・いわゆる伝統的な動物利用について、営利目的ではなく、保存や普及啓発を目的としているとのことだが、実費や旅費や気持ち程度の謝礼をもらっている場合がある。さらに、必ずしも飼い方が適正とは限らない
- ・鷹狩の出張実演があった際、本拠地の自治体では登録不要としており、判断に困った。また、これらについて、第2種動物取扱業として届出させることに抵抗もある(このような業種における指導方法等の検討が必要)

取扱責任者資格要件について

- ・動物取扱責任者の条件として認める資格が各地方自治体で異なるため、全国统一の認定資格が必要(個別の資格の認定要望を含む)(6)

特定動物について

- ・特定動物管轄区域外飼養保管通知書の各自治体提出先の取りまとめが必要
- ・特定動物の施設要件(取り扱う動物種ごとに認められる施設素材・大きさなど)について、全国统一の基準が必要

他

- ・動物取扱業の登録要件となる営利性の有無について、統一的具体的判断材料が必要
- ・動物取扱責任者研修の毎年受講の必要性について再検討が必要
- ・インターネット上で、自治体に登録した事業所の名称だけでなく、異なる事業所名称を使用している(実際の事業所名称を小さく掲載する等)業者が複数あるため、異なる事業所名の掲載については規制が必要
- ・県境付近で捕獲された犬2頭の飼主を探すため、本県から隣接自治体に連絡し、調査したが飼主が見つからない事例があった。(最終的には数十キロ離れた自治体からの犬だと判明した)
- ・保健所敷地内に成犬がけい留されて放置された事案について、管轄警察署に、平成26年12月12日付け環自総発第1412121号の解釈をもって生命・身体が危険にさらされる可能性がないため遺棄として立件するのは困難と判断され、対応に苦慮した

5 幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限について、課題がありましたら記載してください。(附則第7条関係)

複数回答あり

- ・業者側の書類だけでは生年月日の担保が不十分、不正があっても指導できない。(19)
  - ・日齢に応じた身体的特徴など、判断する材料が必要。(2)
  - ・57日齢以上を指導するうえでの科学的根拠が必要(4)
  - ・幼齢な動物を好む社会全体の意識改革が必要(3)
  - ・動物取扱業者に販売日齢規制の意味などを理解させることが重要(2)
- 販売日齢を延ばすと悪影響が懸念される
- ・パピーミルクなどでは不適正な飼養期間が延びるので、適切な社会化にならない(2)
  - ・過度の制限は、個人情報(台帳)の改ざん等、かえって悪質化するのではないか
- 販売日齢以外の規制等が必要
- ・十分な社会化を意識した親等との飼養がされているかの確認が必要
  - ・繁殖施設への立ち入り制限等の措置が必要
  - ・近親交配の規制が必要
  - ・個体差があるので、個々の動物の状態を配慮した上で、適正に取り扱うことが重要(2)
  - ・犬種ごとの検討が必要(複数の日本犬繁殖業者から、40日以上母犬と同居させると母犬が傷だらけになるとの相談がある)
  - ・犬猫の販売の際にあらかじめ親犬猫を見せるなど、親の性格を知った上で購入してもらった方がよい
  - ・購入者(飼養者)の住居、年齢等といった適正飼養・終生飼養に係わる部分の確認をどのようにするか課題
- ・展示業でも幼齢規制が必要(幼齢個体のふれあい体験、幼齢個体のテレビ出演等)(2)
  - ・犬猫等健康安全計画の修正(登録事項の変更)が必要

- 6 幼齢の犬又は猫について、自主的に57日齢以上で販売している事例を把握されていたら、記載してください。(附則第7条関係)

- ・生後60日齢までは親兄弟と飼養し、60日齢以上を販売(37)
- ・管内において、生後57日齢以上まで親犬とともに飼養する事業者が15以上確認された。ペットショップ等への卸売りを行わず、個人向けの販売のみを行うブリーダーが多いと思われる。(28)
- ・猫の販売業者で、病気が発覚する可能性が上がるため、販売契約は70日齢以上、引渡しは90日以上に限定している業者を把握している。(6)
- ・生後2か月を目途に販売しているブリーダーがいる(4)
- ・生後2ヶ月時にワクチンを接種し、簡単なしつけを行った後に引渡しを行う。(2)
- ・生後60日を目途に獣医師による健康診断を受け、問題がなければ初回ワクチンを接種し、副作用等のないことを確認した上で販売している。
- ・幼齢動物の社会化等のため、2ヶ月未満では販売しない、とのこと。
- ・猫専門で1業者あり
- ・検診後、トイレしつけ後、ワクチン接種後約10日様子見後など
- ・犬猫安全計画に多数の業者が記載
- ・事例はあるが、具体的な日齢の記録はない。
- ・80日齢以降での引き渡しをしている業者がいる。社会化の期間を十分に確保するためとのこと。

- 7 マイクロチップの装着を義務づけることについて課題がありましたら記載してください。(附則第14条関係)

- ・登録情報の一元管理化及び簡素化(狂犬病予防法と整合性を含む)(23)
- ・マイクロチップ装着後の登録の徹底(19)
- ・登録情報の変更の仕組み作りと徹底(15)
- ・マイクロチップ登録先の統一(14)
- ・マイクロチップ装着だけでなく、登録や変更までを含めて法律で義務化(14)
- ・マイクロチップ情報の登録を安価にする(12)
- ・義務付ける対象(繁殖者、販売者、飼養者など)、装着のタイミングを明確化(10)
- ・マイクロチップの有用性の周知(10)
- ・マイクロチップブリーダーの普及(警察等への配備も含む)(9)
- ・マイクロチップの装着により、動物が病気等になった場合の責任の有無(8)
- ・対象動物の範囲の検討(販売されない犬・猫も含む等)(7)
- ・マイクロチップの安全性の検証及び周知(7)
- ・行政機関等における譲渡動物へのマイクロチップ装着の義務化の検討(6)
- ・事業者への行政指導について限界がある(目視での確認が難しい等)、履行確認体制の整備、罰則についても考慮する必要がある(6)
- ・動物病院の獣医師への普及啓発も併せて実施することが必要(5)
- ・マイクロチップ装着義務化に伴う費用の補助が必要(5)
- ・健康上の理由等でマイクロチップの装着ができない動物への対応とその際の判断基準が必要(4)
- ・動物の健康な体に異物を入れることへの抵抗感、装着に痛みが伴うため、飼い主がかわいそうという意見がある(4)
- ・全ての動物にマイクロチップを装着することは困難(狂犬病の登録がある犬は除く)(4)
- ・個人情報の管理の徹底、漏洩対策(3)
- ・マイクロチップの規格が統一されていないので仕様を定める(3)
- ・登録者と連絡が取れなかった場合の所有権の移譲について明確にする(2)
- ・マイクロチップ情報を登録・管理する団体等の審査体制の構築(2)
- ・触ることができない動物の場合、マイクロチップの有無の確認が困難(2)
- ・精度の高いマイクロチップブリーダー及び公定法の確立が必要
- ・犬の狂犬病登録と同じように行政機関が登録・情報管理をする必要がある(コストの問題は懸念)
- ・マイクロチップを挿入した動物が、しばらくすると読み取り不可となる事例について対策や調査が必要(その他提案)
- ・データベースの「飼い主情報」に狂犬病予防法に基づく犬の登録番号を追加していただきたい
- ・あらかじめ、販売時にマイクロチップ装着費用を購入者から徴収する方法が良い

## 1. 動物取扱責任者について(施行規則第3条第1項第5号イ～ハの登録件数について)

	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
イ 半年以上の実務経験	11,422	11,615	661	1,700	1,685	16	35
ロ 学校等を卒業	420	2,289	58	264	162	1	4
ハ 知識及び技術を習得している証明	4,552	6,766	295	1,658	875	4	45

## 2. 動物取扱責任者について(施行規則第3条第1項第5号ハに該当する資格名について)

団体名	資格名	n=85	n=85	n=85	n=85	n=85	n=85	n=85
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
公益財団法人日本体育協会	公認馬術コーチ	37	37	37	37	40	19	19
	公認馬術上級コーチ	34	34	34	33	34	17	17
	公認馬術指導員	35	36	35	33	36	17	17
	公認馬術指導者資格 コーチ	37	37	37	37	37	20	20
	公認馬術指導者資格 指導者	37	37	37	37	38	20	20
公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会	乗馬指導者資格/中級	40	40	40	38	44	22	22
特定非営利活動法人九州鳥獣保護協会	動物取扱士(3級)	43	42	40	38	42	20	20
一般社団法人ジャパンケネルクラブ(JKC)	公認愛犬飼育管理士	77	74	50	58	58	25	28
一般社団法人全日本動物専門教育協会	トリマー初級	42	43	42	41	43	24	24
	トリマー中級	42	44	42	41	42	24	24
	トリマー上級	42	44	42	41	42	24	24
	トリマー(教師)	42	42	42	41	42	24	24
	家庭犬訓練士	43	44	42	44	42	24	24
	動物介在福祉士初級	43	43	43	43	43	24	24
	動物介在福祉士中級	43	44	43	43	44	24	24
	動物介在福祉士上級	43	43	43	43	43	24	24
	動物介在福祉士(教師)	43	43	43	43	43	24	24
	動物看護師	41	45	39	38	40	22	22
協同組合ペット・サービスグループ(PSG)	小動物飼養販売管理士	41	40	39	39	41	23	23
公益社団法人日本愛玩動物協会	愛玩動物飼養管理士1級	66	75	49	57	55	25	29
	愛玩動物飼養管理士2級	77	78	51	64	63	24	25
公益社団法人日本動物病院福祉協会 (現 公益社団法人日本動物病院協会)	JAHA認定家庭犬しつけインストラクター	44	44	44	46	44	24	24
	動物看護師	20	22	21	20	20	15	14
社団法人新潟県動物愛護協会	愛護動物取扱管理士	45	42	41	41	45	24	24
地方競馬全国協会	地方競馬教養センター騎手過程修了者	39	39	39	39	39	19	19
	調教師	34	34	34	34	34	18	18
農林水産省	獣医師	57	73	48	54	55	26	26

「販売」「保管」「貸出し」「訓練」「展示」「競りあっせん」「譲受飼養」全てについて10以上の自治体より回答のあったものを抽出

(数字は該当する自治体数を表す)